

ごみの収集・資源の回収・リサイクル

ごみを減らす取り組み

▶ 家具のリサイクル展

粗大ごみの減量と資源の有効活用の促進を図るため、家庭で不用となった家具を査定の上、無料で引き取っています。引き取った家具は、家具のリサイクル展会場で展示し、先着順で有料販売しています。

家具の購入は1回につき、1世帯2点まで。家具のサイズと品質に応じて500円から販売しています(運搬料は別途自己負担)。

◎ 家具のリサイクル展会場

- 開催場所 港資源化センター2階
(港南5-7-1 港清掃工場敷地内)
- 開催時間 午前9時30分～午後4時30分
※午後4時30分閉館時間。
- 休館日 日曜日、毎月第3木曜日、
12月28日～1月3日
- 交通 都バス(品99)品川埠頭循環
「品川駅港南口」→「品川埠頭」下車徒歩1分
※駐車場はありません。
一般車両は立ち入りできませんので、公共交通機関をご利用ください。

◎ 査定の申し込み・問い合わせ先

家具のリサイクル展事務室 ☎3472-8186

▶ リサイクル自転車の販売

放置され引き取り手のいない自転車を区から譲り受け、リサイクル販売しています。売上金の一部を、(社福)社会福祉協議会に寄付し、社会福祉に役立てています。

- 販売日 毎月第2日曜
- 受付時間 午前10時～10時30分
- 販売会場 芝5-28-4 1階

販売台数、購入方法、料金等についてはお問い合わせください。

(公社) 港区シルバー人材センター ☎5232-9681

▶ 家庭用生ごみ処理機等の購入費の助成

生ごみの減量化とリサイクルの推進のため、家庭用生ごみ処理機等を購入した費用の一部を助成します。

◎ 対象世帯(要件をすべて満たす世帯)

- (1) 区民

- (2) 生ごみ処理機等を購入した日から6カ月以上、区内で継続して使用できること。
- (3) 過去3年以内にこの助成金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 交付申請時に、生ごみ処理機等を購入した日から3カ月を経過していないこと。

◎ 助成金額

一世帯につき、1台の生ごみ処理機等本体購入費用(税込み)の1/2(100円未満切捨て)で、2万円を上限とします。

◎ 対象機種

家庭用生ごみ処理機(ディスポーザー式のものについては、固液分離乾燥方式に限る。)、コンポスト容器。

▶ 食品ロスの削減

区が収集する可燃ごみのうち、家庭系ごみの約3割、事業系(会社、飲食店等)ごみの約2割が食べ残しや、賞味期限が過ぎた食品等、食べられるのにごみとして捨てられてしまう食品ロスを含む生ごみです。

◎ 3キリ運動(使いきり、食べきり、水きり)

食品ロスを減らすためには、「使いきり」「食べきり」が有効です。生ごみを減らすための「水きり」とあわせて「3キリ」に取り組みましょう。

- 使いきり 食材を必要な分だけ購入し、無駄なく活用しましょう!
- 食べきり 料理は残さず、おいしく食べきりましょう!
- 水きり 生ごみの約8割が水分です。ごみに出すときは、水気をしっかり切りましょう!

事業者から出る資源・ごみ

事業者から出る廃棄物は、原則、区では収集できません。事業活動に伴って発生する廃棄物は、自らの責任において適正に処理していただくことになっています。

事業者から出る廃棄物は、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区別されます。

事業系一般廃棄物

区の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集・処理を依頼してください。

なお、一般廃棄物収集運搬業者が分からない、または収集・運搬を断られた事業者は、みなとリサイクル清掃事務所にお問い合わせください。

みなとリサイクル清掃事務所 ☎3450-8025

産業廃棄物

産業廃棄物は、排出者の責任において処理することになっています。詳しくは、東京都環境局までお問い合わせください。

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課
☎5388-3588

清掃施設の見学について

港資源化センター

区内の家庭から出される資源プラスチック・びん・かん・ペットボトルの資源を、リサイクルしやすいように中間処理しています。施設見学は、みなとリサイクル清掃事務所へお問い合わせください。

みなとリサイクル清掃事務所 ☎3450-8025

港清掃工場 ☎5479-5300

区内で収集した可燃ごみを焼却する工場です。施設見学は、直接工場へお申し込みください。

最終埋立処分場

(公財) 東京都環境公社 ☎3570-2230

23区から出るごみを埋め立てるための最終埋立処分場です。

環境衛生

ねずみ・衛生害虫等の防除

みなと保健所生活衛生課生活衛生相談係…☎6400-0043
FAX3455-4470

ねずみや蚊等害虫の防除に関する相談に応じています(ご希望があれば出前講座も行っています)。

空き地の適正管理

各総合支所まちづくり課まちづくり係…P.24・25参照

雑草が繁茂しないよう適正な管理について、空き地所有者、管理者に指導しています。

下水道について

▶ 下水道に関する窓口

次のようなときは、下記までご連絡ください。

- (1)公道の下水管が詰まったときや臭気が漂うとき
- (2)油、モルタル、ごみ等の不法投棄を見かけたとき

台場地域以外は
下水道局中部下水道事務所港出張所
☎3798-5243

下水道局中部下水道事務所お客さまサービス課

排水設備担当
☎3270-8322

台場地域は
下水道局東部第一下水道事務所江東出張所
☎3645-9273

下水道局東部第一下水道事務所お客さまサービス課
☎3645-9647

▶ 水道、下水道料金の減免

- (1)生活保護法による生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助・介護扶助
 - (2)児童扶養手当
 - (3)特別児童扶養手当のいずれかを受給している人は、申請により水道料金・下水道料金が減免されます。
- 詳しくは、下記へお問い合わせください。

台場地域以外の水道、下水道料金の免除
水道局港営業所
☎5444-2091

下水道局経理部業務管理課企画指導担当
☎5320-6573

台場地域の水道、下水道料金の免除
水道局江東営業所
☎5633-9053

消費生活

消費者センター

☎3456-4159/ FAX3453-0458

→「施設・ダイヤルガイド」(P.151)を参照。

消費者センターは、消費生活に関する「トラブル解決へのアドバイス」「情報の提供」「学習・テスト・活動」の場であり、消費者のための総合的な施設です。

▶ 展示コーナー

消費生活に関する図書の貸し出しを行っています。また、関係資料や雑誌を閲覧することができます。

※貸し出しは同階にある男女平等参画センター(リーブラ)で実施しています。

消費生活相談

消費生活相談専用電話……………☎3456-6827

商品を購入したときや、サービスを利用したときに生じる契約に関する相談に専門の相談員が応じ、問題解決のための助言・情報提供等を実施しています。

▶ 相談受付

月～土曜 午前9時30分～午後4時

